

議 第 1 4 号 議 案

埼玉県水道料金の引上げの撤回を求める意見書の提出について
埼玉県水道料金の引上げの撤回を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年6月20日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

埼玉県水道料金の引上げの撤回を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき埼玉県に対して提出するため、この案を提出します。

埼玉県水道料金の引上げの撤回を求める意見書

埼玉県は、2026年度から、水道料金を1立方メートル当たり61.78円から約21%引上げ、1立方メートル当たり74.74円にすることを決定した。県内市町村の9割は県水を購入し、自己水とともに各家庭に供給しているので、県水の引上げは市町村の水道料金の引上げに直結する。相次ぐ物価高騰で疲弊しきっている県民に、生活に不可欠な水道料金まで引上げし、追い打ちをかけることは許されない。

今回の引上げの理由は、電気代など維持管理費の増大や、水需要の減少などが原因である。水道水は命に関わる重要なインフラであり、安全で安価な水道水の確保のために、国、県の役割は重要である。多くの自治体は国の交付金から水道会計に繰り出しして水道料金を減免してきたが、埼玉県は繰り出しを実施しなかった。埼玉県の水道用水供給事業会計の内部留保は、2022年度末には452億円に膨らんでいる。埼玉県は、異常な電気代高騰に際して、県民に水道料金の引上げを押しつけるのではなく、一般会計からの繰り出しと内部留保の取り崩しで対応すべきである。

よって、富士見市議会は、埼玉県に対し、公共の福祉の増進を本来の目的と定めた地方公営企業法第3条に基づき、県水道料金の引上げを撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

埼玉県知事	様
埼玉県公営企業管理者	様